

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

資産の運用に伴う各種のリスクに対しては、組合員や利用者の資産を守るという観点や、J A経営の安定化・強化を図るという観点などからも、資産運用の多様化・分散化などを通じて適切に管理の上、運用資産全体としてのリスクの削減に努める必要があります。

このため、運用資産に関する収益とリスクを適正に評価し、管理しうるような体制整備を図ります。

また、J Aの信用事業を運営していく中で、事務処理上のミス、あるいは事故や不正等の発生により、組合員や利用者には過大な迷惑をかけ、J Aが金銭的な損失をこうむる、あるいは組合員等利用者からの信頼を損なうといった「リスク」が存在します。

これらの事故や不正等が発生してしまった場合の早期・適切な対処は当然のこと、このようなリスクを防止するという観点から、業務の遂行の仕組みを常に点検し、見直していくような体制整備を図ります。

(2) リスク管理体制の内容

信用リスクは、金融機関業務のリスクの中で根幹をなし、その内容は、融資業務・有価証券を中心とした余裕金運用に関するものと、市場金利に関するものなど多種にわたっております。

当J Aの信用リスク管理体制については、リスクの的確な把握と厳正な管理のため、審査体制、債権管理体制、ALM体制を整え、相互牽制機能が働くようそれぞれが独立した活動をしております。

(3) 監査体制

当J Aでは、監査室を設置し、事務処理の合理化・効率化及び法令違反等によるJ Aの損害を未然に防止するという観点から内部統制としての内部監査並びに理事職務執行状況を監査する為の監事監査を行っています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

J Aは、法令等さまざまな適用を受けていますが、社会的責任や公共的使命を果たすため法令・定款や社会的規範などを遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することが必要です。

そのためには、コンプライアンス態勢を確立し、役職員一人一人が不断の努力を行うとともに自己責任の原則に基づき法令等を遵守し健全で透明性の高い組織風土を醸成することにより、社会的責任や公共的使命を果たしていくものとします。

(2) 法令遵守の体制

当J Aでは、役職員が遵守すべき倫理憲章・行動規範を制定し、全役職員に配布し階層別会議・部門別会議において周知徹底を図るとともに法令・社会規範等の遵守状況チェックを行うなど、法令遵守体制の強化に努めています。

また、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、よりコンプライアンスを浸透させるため、年間の具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づく諸施策を以下のとおり取り組んでいます。

第1に、遵守すべきルールを明確化するために「コンプライアンスの実践にかかる基本方針および遵守基準」およびその具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し全役職員で実践しています。

第2に、コンプライアンスの統括部署および関連部門を定め、それぞれの役割を明確化するとともに全部署並びに全支所にコンプライアンス担当者を配置しています。

第3に、役員・上級管理者に対する階層別集合研修、各支所における勉強会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。

今後も、これまでに確立したコンプライアンス態勢の一層の強化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」等の内容を定期的に見直すとともに、役職員に対するコンプライアンス教育に重点を置き、法令遵守に向けて全役職員一丸となって取り組んでいきます。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（金融機関の休業日を除く 午前9時～午後5時）

本所金融課	電話 0279-56-4151
北橋支所	電話 0279-52-2103
横野支所	電話 0279-56-2021
しきしま支所	電話 0279-56-2301

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

①の窓口又はJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

(財)自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部 0570-078325）

(<http://www.n-tacc.or.jp/>)

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

(<http://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和元年度末における自己資本比率は、16.44%となりました。